スリランカ

I. スリランカの自然災害

1.1 起こりうる自然災害

干ばつ、地震、伝染病、異常気温、飢饉、洪水、虫害、地滑り、噴火、高潮、森林火災、風害

1.2 近年の大災害

					被害総額
発生年	災害種類	死者数	負傷者数	総被災者数	(1,000US\$)
2004	干ばつ	0	0	3,500,000	_
2003	鉄砲水	235	0	695,000	29,000
2004	洪水	6	0	200,000	
2005	洪水	6	0	145,000	_
2004	津波	35,399	23,176	1,019,306	1,316,500

出典: EM-DAT: The OFDA/CRED International Disaster Database www.em-dat.net - ルーベン・カトリック大学、ブリュッセル(ベルギー)

II. 防災体制

2.1 行政制度

正式名称: スリランカ民主社会主義共和国

通称:スリランカ政治体制:共和制首都:コロンボ

行政区分: 8州:中部州、北中部州、北東部州、北西部州、

サバラガムワ州、南部州、ウバ州、西部州 (注:北東部州は北部と東部の2州に分かれて

いたこともある。)

2.2 法律制度、法的枠組み

森林政策(1929年)

1951年と1980年の2度の修正を経て、環境保全と、住民参加と社会森林学の必要性に重点を置いている。

出典: ADRC カントリーレポート、WCDR カントリーレポート

スリランカの憲法(1978年):

環境の保護および管理は、国家と国民の双方の基本的権利であり義務であり責任であると定めている。

環境法(1980年):

環境に関連する事項の調整と実施を司る中心的機関である中央環境局 (CEA) によって1981年に制定された。CEAの機能は1988年に拡大され、 開発活動の環境影響評価に関する許認可手順と法案作成も含むようになった。 さらに、特定の環境問題に取り組むための公的機関も新たにいくつか 設置された。

国家災害管理法(2005年):

この法律の主な特徴として、首相を長とする国家災害管理局の設置、行政 単位に応じて最高行政官、副知事、あるいは行政官を長とする州・連邦直 轄領災害管理局の設置、そして各県の行政長官を長とする県災害管理局の 設置に関する規定がある。

国と州の災害管理局は、災害管理のための政策、計画、指針などの策定を担う。県災害管理局は、あらゆる災害管理関連機能についての県の計画立案・調整・実施機関となる。そうした機能には、災害対応、救援、復興だけでなく、災害軽減や準備などの防災対策も含まれることになる。

2.3 防災組織

社会福祉住宅開発省傘下の国家災害対策センター(1996年)はスリランカの災害管理の要である。

国家防災協議会の事務局として機能しているこの災害対策センターは、スリランカ防災対策法に基づいて設立されたものだ。現在、災害管理調整委員会が災害予防を担う最高機関となっている。この委員会は災害の予防、軽減、復興について検討する。

社会福祉省社会福祉局は、被災者の緊急救助・救援、復興・再建活動を中心とした災害管理の分野で主導的役割を果たす。

州協議会、県事務局、および地区事務局がそれぞれのレベルで復旧活動を 準備し指揮をとる。県と地区の災害管理調整委員会は、それぞれ県と地区 のレベルで災害管理活動を監視する。社会福祉局は地区事務局を通じて、 すべての災害予防、救援、復興活動を実施する。社会福祉局と地区事務局 は社会福祉担当官と呼ばれる中級職員を擁し、地区事務局による地区レベ ルでの防災救援活動の実施を支援する。こうした事務局には、また別の等 級の担当官(Grama Niladaries)である村レベルの行政職員もいて、災害 関連活動を実施する。

草の根レベルの災害管理委員会は、村レベルですべての災害関連活動を調

出典: ADRC カントリーレポート、WCDR カントリーレポート

整する。

さらに**2001**年には、人為的災害に対する防災活動を実施するために、大統領事務局のもとに人災管理部が設置された。

2.4 災害リスク管理の優先事項

1997年に開始された多災害軽減プロジェクトが、災害リスク管理分野の優先活動である。このプロジェクトは、住宅・計画・建築センターが国立建築研究機関(NBRO)と都市開発局との連携のもと実施している。パイロット分野におけるリスク軽減方法の実証、ネットワークづくり、教育・訓練の3項目を柱としている。

III. 防災計画

スリランカ政府は1993年に**行動計画**を策定した。行動計画の目的を以下に列挙する。

- a. 災害の予防と軽減
- b. 人命と財産の保護
- c. 被災地の秩序の維持と回復
- d. 緊急対応、救援、復興、再建のための施設の提供

行動計画では活動を以下の分野に分類している。

- a. 備え
- b. 救援活動
- c. 復旧、復興、再建
- d. 意識啓発と国民の防災教育

計画の実施戦略

- a. 農業、土地利用計画、建設、整備の分野で専門的改善事例を導入する。
- b. 非政府組織、民間機関、および個人の参加を促進する。個人から義援 金を募り被災地へ寄付する。
- c. 持続可能な開発のための手段として科学・技術的調査(地滑りハザードマップ作成など)を促進する。
- d. 災害発生後の救援、復旧、復興能力の維持および強化を図りながら、 災害前の防災計画や準備にも重点を置く。
- e. 国レベルだけでなく地方レベルの計画プロセスに災害の予防や準備を 織り込む。

部落、地区、県、州のレベルで災害管理活動を調整するために、各行政単位レベルで委員会を設立することが義務づけられている。委員会は、公的

出典:ADRC カントリーレポート、WCDR カントリーレポート

部門と民間部門の両方の人員で構成されている。また、この計画には国家 災害対策センターの機能についても細かく規定されている。

IV. 国レベルでの予算規模

災害管理活動の資金は社会福祉局の年間予算に依存している。その予算額は、災害に対して効果的に備え、災害に対応できるようにするために実施する必要がある活動に比べればごく小さいものである。

- V. 兵庫行動枠組み (HFA) の進捗状況
- VI. 担当省主導の防災プロジェクト
- VII. ADRC 協力機関

社会福祉省長官 5th Floor, Sethsiripaya, Battaramulla

出典: ADRC カントリーレポート、WCDR カントリーレポート